

営繕工事における週休2日試行工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市建設局及び教育委員会事務局が発注する営繕工事において、週休2日試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取り組みとして週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 週休2日とは、対象期間において、4週6休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

2 対象期間とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までをいう。ただし、次の各号に該当する期間は含まない。

(1) 夏季休暇期間（3日間）及び年末年始休暇期間（6日間）

(2) 工場製作のみを実施している期間

(3) 工事の全部を一時中止している期間

3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

4 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

5 4週6休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、21.4%（6日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

(対象工事)

第4条 対象工事は、建設局及び教育委員会事務局が発注する営繕工事において、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

(1) 災害復旧工事を含む緊急性のある工事

(2) その他現場閉所（現場休息）の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に必要事項を記載し、対象工事であることを明記するものとする。

(試行方法)

第5条 試行方法は、受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り

組む旨を協議したうえで取り組む方式)とし、現場閉所(現場休息)の確認方法は次のとおりとする。

(1) 工事着手前

- ア 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に週休2日試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者に速やかに報告し、実施の有無を決定する。
- イ 当該工事に取り組む受注者は、施工計画書の提出時に、現場閉所(現場休息)の予定日を明示した休日取得計画表(別紙1)(以下「計画表」という。)を監督員に提出する。
- ウ 監督員は、計画表により、週休2日が確保されていることを確認する。
- エ 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施する期間などの対象外とする期間を監督員と受注者との協議により決定する。
- オ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで計画表を作成する。

(2) 工事着手後

- ア 受注者は、計画表に現場閉所(現場休息)の状況を記入し、月末及び工事完成日に監督員へ提出しなければならない。
- イ 受注者は、前項の現場閉所(現場休息)の状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)を併せて監督員に提示しなければならない。
- ウ 監督員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された計画表により、対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認する。
- エ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)の予定日を記載した計画表を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。
なお、計画表の修正に当たっては、工事に関連する受注者間で調整を行う。

2 受注者は、週休2日試行工事である旨を仮囲い等、公衆の見やすい場所に明示する。(別図1参照)

3 週休2日の実施に伴う工期の変更は認めない。

(現場閉所(現場休息)の特例)

第6条 受注者が、第5条第1項(1)イに規定する現場閉所(現場休息)の予定日と定めた日において、次に掲げる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合に作業を行ったときは、現場閉所(現場休息)として取り扱うものとする。

- (1) 発注者が、作業又は現場パトロール等を要請した場合
- (2) 現場内にて災害又は第三者による事故等が発生し、早急に対応する必要がある場合
- (3) 周辺住民等からの要望等に対し、早急に対応する必要がある場合

(工事費の積算)

第7条 発注者は、最終変更契約時に、第3条に規定する条件を満たす場合は、次の各号の現

場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

(1) 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の場合）

1.05

(2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合）

1.03

(3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合）

1.01

2 現場閉所（現場休息）の状況を確認後、前項各号の現場閉所（現場休息）の状況に応じて、労務費を補正し工事費を積算し、鹿児島市建設工事請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

3 受注者は契約変更後、工事完成日まで、所定の現場閉所（現場休息）率を下回らないよう留意することとする。

また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、変更の対象としない。

（留意事項）

第8条 週休2日試行工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意することとする。

(1) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

(2) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所（現場休息）の前日等に、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わない。

(3) 監督員は、一つの工事現場において、関連工事の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(4) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

(5) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、計画表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(6) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。